

届出制手数料に係る手数料表

許可番号 16-ユ-020002

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	1件当り 最大 1,080円 手数料負担者は、求人事業主とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 30 % 手数料負担者は、求人事業主とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 30 % 手数料負担者は、求人事業主とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1件当り 3万2千4百円 活動 1日当り 2万1千6百円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 40 % 手数料負担者は、求人事業主とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 40 % 手数料負担者は、求人事業主とします。

- (注) ・手数料が求職者の賃金の50/100(同一事業主が継続雇用した場合、1年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は、50/100を限度とする。 ※ 上記手数料は、消費税が含まれます。
 ・紹介した者を社員化した場合は、紹介手数料として年間賃金の30%を徴収させていただきます。
 (紹介から1ヶ月以内にやめた場合は手数料の半分を返還します)
 (紹介から2ヶ月以内にやめた場合は手数料の1/3を返還します)

平成 29年 8月 24日

事業所名 有限会社 高岡配ぜん人紹介所

責任者 白井 中

手数料表

当社が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

- 求人者から : 求人の受付別紙「届出制手数料」に定める金額
- 求職者から : 求職の受付1件につき690円（消費税相当分を含む。）
ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、別紙「届出制手数料表」に定める額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

平成29年8月24日

許可番号 16-ユ-020002
有限会社 高岡配ぜん人紹介所
代表取締役 白井 中